

○職員の公務中における交通事故に伴う損害賠償に関する事務の取扱いについて(通達甲)

平成28年1月8日

監察発第22号

改正 平成30年3月27日監察発第68号

部長及び参事官

所属長

30年保存(口訓)

職員が公務のために道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第8号に規定する車両(以下「車両」という。)を運行中に交通事故の当事者となった事案(以下「公務中における交通事故」という。)に伴う損害賠償に関する事務の取扱いについては、「職員の公務中における交通事故に伴う損害賠償に関する事務の取扱いについて(例規)」(昭和48年6月11日高監発第99号)に基づき実施しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該事務の取扱いについて次のとおり定め、平成28年1月12日から実施することとしたので、遺漏のないようにされたい。

## 記

### 第1 交通事故発生時の所属長の措置

所属長は、自所属の職員に係る公務中における交通事故が発生したときは、高知県警察車両等管理運用規程(平成30年3月本部訓令第4号)第39条に規定するもののほか、次に掲げる措置を執らなければならない。

#### 1 発生時の報告

所属長は、公務中における交通事故の発生を認知したときは、次に掲げる事項について速やかに調査の上、監察課長を通じて本部長に報告しなければならない。この場合において、所属長は、当該交通事故の発生現場に警察官を派遣するなどして事案の把握に努めなければならない。

- (1) 負傷者がある場合は、負傷者の診療先、負傷の程度、入院の有無、治療見込み期間、健康保険等の適用の有無等
- (2) 車両等に損害がある場合は、修理費用、時価額、代車使用料等賠償額算定に関する事項
- (3) 関係車両の任意自動車保険契約の締結の有無(任意自動車保険契約を締結している場合は、契約保険会社名、保険証明番号、被契約者の住所、氏名等)

#### 2 資料の収集及び送付

所属長は、自動車損害賠償責任保険証明書の写し又は自動車損害賠償責任共済証明書の写し、診断書、自動車検査証の写し、交通事故現場の写真等高知県損害賠償等審査会における審査に必要な資料(以下「資料」という。)を収集し、速やかに監察課長を通じて本部長に送付しなければならない。ただし、公務中における交通事故の車両が任意自動車保険契約を締結している公用車両である場合は、監察課長と協議の上、これを省略することができる。

### 3 過失の認定及び報告

所属長は、公務中における交通事故が発生した場所を管轄する署長(以下「事案処理署長」という。)及び交通指導課長の意見を聞き、当事者の過失を認定した上で、監察課長を通じ本部長に報告しなければならない。

## 第2 事案処理署長の措置

事案処理署長は、次に掲げる措置を執らなければならない。

### 1 実況見分

事案処理署長は、公務中における交通事故の態様にかかわらず実況見分を行わなければならない。

### 2 資料収集に対する協力

事案処理署長は、第1の2に定める所属長の資料の収集に協力しなければならない。

## 第3 保険会社への交通事故発生通知及び連絡

公務中における交通事故の車両が任意自動車保険契約を締結している公用車両である場合は、監察課長が当該契約保険会社に交通事故の発生通知を行うものとする。その後の連絡についても、同様とする。

## 第4 示談

### 1 示談交渉

公務中における交通事故の示談交渉は、原則として所属長が行うものとする。この場合において、所属長は、監察課長と事前に十分な協議を行い、円満に解決できるよう努めなければならない。

### 2 示談交渉の特例

1の定めにかかわらず、公務中における交通事故の車両が任意自動車保険契約を締結している公用車両である場合は、当該契約保険会社に示談交渉を一任するものとする。ただし、職員側に明らかに過失がないと認められる場合は、この限りでない。

### 3 示談書

(1) 示談書の作成に関する事務は、監察課長が行うものとする。

(2) 監察課長が作成した示談書の取り交わしは、原則として所属長が行うも

のとする。ただし、公務中における交通事故の車両が任意自動車保険契約を締結している公用車両である場合は、当該契約保険会社に示談書の取り交わしを一任するものとする。

## 第5 損害賠償金の支払事務等

県費による損害賠償金の支払いに関する事務及び公務中における交通事故の相手方から支払われる損害賠償金の取扱いに関する事務は、監察課長が行うものとする。

## 第6 自賠責保険の保険金の請求手続等

### 1 自賠責保険の保険金の請求手続

(1) 公務中における交通事故発生時において、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済(以下「自賠責保険」という。)の保険金(仮渡金及び内払金を含む。以下同じ。)の請求の手続は、原則として監察課長が行うものとする。この場合において、所属長は、監察課長と協議の上、自賠責保険の保険金の請求に必要な関係書類を監察課長に送付しなければならない。

(2) (1)の定めにかかわらず、公務中における交通事故の車両が任意自動車保険契約を締結している公用車両である場合は、当該契約保険会社に自賠責保険の保険金の請求手続を一任するものとする。

### 2 自賠責保険の保険金の取扱い

1により請求した自賠責保険の保険金の取扱いに関する事務は、監察課長が行うものとする。

## 第7 相互連携

公務中における交通事故は、損害賠償事務のほかに、公務災害補償、過失の認定、公用車両の修繕等が必要となる場合があるので、所属長はこれらの事務手続が円滑かつ適正に行われるよう次の表に掲げる県本部の課長と相互に連携しなければならない。

職員の公務災害補償関係	厚生課長
過失の認定関係	交通指導課長
公用車両の修繕関係	装備施設課長